

災害（授業・部活動・登校途中時等の事故）共済金の給付について
～お子様が対象の保護者様へのお願い～

平素より、岐阜県高等学校安全振興会の諸事業に格別のご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。このたびは、お子様が災害共済金給付の対象となりましたことにつきまして、心よりお見舞い申し上げます。

さて、災害共済金につきましては、原則として弊社より保護者様等のご指定口座へ振込みを行っております。個人情報の厳正な管理ならびに給付手続きの円滑化を図る観点から、振込みに関する書類は、下記の要領にて学校を通じてご提出くださいますようお願い申し上げます。

なお、給付内容により、まとめて振込処理を行う関係上、給付が遅れる場合がありますこと、あらかじめご理解賜りますようお願い申し上げます。

記

1 学校から受取りいただく書類

- (1) 書類ア この書類
- (2) 書類イ 「災害共済金口座振込み依頼書」
- (3) 書類ウ 「保護者等振込み指定口座の通帳の表紙裏面(写し)」を貼る台紙
- (4) 書類エ 「クラフト封筒」(書類イ・ウを入れる封筒)

2 学校にご提出いただく書類

- (1) 書類イ 「災害共済金口座振込み依頼書」
- (2) 書類ウに口座の通帳の表紙裏面(写し)を貼り付けるか、口座の通帳の表紙裏面をA4サイズにてコピーしたもの。
※同一年度における2回目以降の傷病共済金の請求に限り、前回と同一の口座への振込みを希望される場合は、その旨を学校にお伝えください。「書類イ」及び「書類ウ」を再度ご提出していただく必要がなくなります。

3 ご提出方法

封筒(「書類エ」で作成した封筒、または各自で準備いただいた封筒に「提出日」「所属学校名」及び「生徒(お子様)の氏名」を明記)に、上記2(1)(2)の書類を入れ、学校にご提出ください。

4 その他

- (1) 同月の傷病共済金申請書が複数枚になるときは、個々の給付額を合計して振込みます。
- (2) 書類イと書類ウは弊社で適切に処分させていただき、共済給付金の振込み以外には使用しません。
- (3) 災害共済金に関する書類等は「岐阜県安全振興会」HPに掲載してあります。右のQRコードは「書類イ」・「書類ウ」・「書類エ」のものです。

